

IV 市民の国際協力活動への支援

1 ボランティア

◆事業目的の見直し

JICAボランティア事業は、1965年の青年海外協力隊（JOCV）の派遣に始まり、海外技術協力事業団から国際協力機構へと継承されてきた。青年海外協力隊事業は、開発途上国に対する草の根レベルの技術協力であるとともに、わが国の青年の国際理解の促進とこれを通じた青年の育成という3つの側面を有する事業として発足した。その後、独立行政法人化に伴い、法律上は国民等の協力活動を促進・助長する事業として位置づけられた。現在は、青年海外協力隊に加え、シニア海外ボランティア（1990年度発足、ただし1995年度までは「シニア協力専門家」、日系社会青年ボランティア（1985年度発足、ただし1995年度までは「海外開発青年」）および日系社会シニア・ボランティア（1990年度発足、ただし1995



ブータンで農産物加工を指導するシニア海外ボランティア

年度までは「移住シニア専門家」の4つのプログラムを一体的に募集・選考・訓練し、各国へ派遣している。2017年1月には派遣人数（累計）が5万人を突破し、派遣国は96カ国に達した。

2015年度には、青年海外協力隊事業50周年を機に、今後の事業の方向性を検討するため、外部有識者による「JICAボランティア事業の方向性に係る懇談会」を開催した。同懇談会からの提言を受けてボランティア事業の目的を見直すこととし、日本国民の海外渡航が事業発足当初と比べ格段に一般化し、その態様が多様化している現状を踏まえ、「友好親善」「国際的視野の涵養」を事業目的から外し、一方、現地住民と共に取り組むことが事業の意義としてきわめて重要であることから「共生」を新たに加えた。

- ①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- ②友好親善・相互理解の深化 → 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元 → ボランティア経験の社会還元

青年海外協力隊事業は皇室との関係が深く、その歴史は1965年の初代派遣隊員のご接見まで遡る。2005年の40周年および2015年の50周年の記念式典には天皇皇后両陛下にご臨席賜り、また毎年、天皇皇后両陛下および皇太子同妃両殿下によるご接見が出発前の青年海外協力隊員や帰国隊員の代表者などに対して行われている。

事業発足以来50年以上の長きにわたり受け継がれてきた青年海外協力隊の「共に暮らして同じ言葉を話し、現地の文化・習慣を尊重し、共に困難を乗り越えていく草の根レベルの協力活動」は国内外で高く評価されており、2016年8月には、アジアのノーベル平和賞といわれる「ラモン・マグサイサイ賞」

を日本の団体として初めて受賞した。皇后陛下は同年の1年を振り返っての嬉しいニュースとして青年海外協力隊の同賞受賞に言及された。

◆新たな課題への取り組み

(1) 開発をめぐる新たな動きへの対応

2015年2月に閣議決定された「開発協力大綱」では、ボランティアについて、「その積極的な活用を含め」「開発協力への国民各層の広範な参加」および「参加者の知見の社会還元を促進する」とされている。また、大綱では、「専門性を持った国際人材の育成」も求められており、JICAボランティア事業を通してそれら人材の育成を進めていく必要がある。

さらに、2015年9月の国連総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs）の「人間中心の開発」という考え方は、「途上国の人々と同じ目線で共に生活し、考え、課題解決にあたる」というボランティア事業の基本理念と共通しており、SDGsの目標達成へのボランティアの貢献も期待されている。

(2) 開発課題解決に向けた取り組み

開発課題の解決に的確に対応するため、柔軟性のある短期派遣制度の導入（2005年度）、国別ボランティア派遣計画の策定（2006年度）、職種の見直しや在外研修の効果的活用など不断の改善を進め、開発課題に沿った派遣は8割以上を維持している。また、JICAの各種スキームとの連携を促進し、 Bangladeshの母子保健分野における円借款および技術協力との連携、ルワンダの「水の防衛隊」による技術協力および無償資金協力との連携など、多数の連携事例を積み上げた。

(3) Sport for Tomorrow (SFT)

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本政府は、2014年から2020年までの7年間で開発途上国をはじめとする100ヵ国・1000万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献を行うことを公約とし、「Sport for Tomorrow (SFT)」を推進している。JICAも、SFTへの貢献として、2020年度までに体育・スポーツ分野の新規派遣倍増（2012年度比）を公約に掲げ、順調に目標を達成している。また、日本ラグビーフットボール協会、日本野球機構、日本サッカー協会（JFA）、日本プロサッカーリーグ（Jリー

グ）と連携協定を締結し、指導者の派遣、研修の実施等を行った。

(4) 民間・大学・地方自治体との連携

少子高齢化や雇用情勢の変化を踏まえつつ、開発途上国の開発ニーズに応え途上国の社会経済開発に貢献するには、適格な人材の確保が必要である。このため民間企業、大学、地方自治体等との連携を推進し、現職参加を効果的に活用することが求められている。民間連携では、2012年より民間企業人材の現職参加による活用と、グローバルな視野や素養を備えた人材の育成への企業の関心をつなぐ民間連携ボランティア制度を新たに設けた^{●17}。大学連携は、参加者の裾野拡大、大学が有する高い専門性の活用、大学側のグローバル人材育成の機会の提供という効果が期待される枠組みである。2017年には拓殖大学との間で覚書を締結し、人材確保が困難な農業分野に対応するなど、効果的な連携の事例が蓄積されてきている。地方自治体連携は、地方自治体が有する技術や知見を生かし、人材確保が困難な上水道、観光、行政サービス等の分野での派遣を拡充し、さらには地方自治体のグローバル化に寄与するものであるが、これまで（2018年9月末現在）、12の地方自治体と連携合意書を締結し、48人を派遣した。

(5) 開発パートナーとの連携

① 国連ボランティア計画（UNV：The United Nations Volunteers）

UNVと提携し、青年海外協力隊経験者を国連ボランティアとして派遣するJOCV枠UNV制度を設け、1972年以来340人以上を派遣し、帰国隊員の国際協力分野でのキャリアアップを支援してきた。2016年11月にボランティア事業の開発への貢献に向けた連携を促進・強化することを目的に、JICAとUNV間で包括連携協力に関する覚書を締結した。本覚書によって、JOCV枠UNV制度のより戦略的活用に加え、開発途上国でのボランティア活動に関する研究への協力や、効果的な事業展開を促進するための人材交流や知見の共有などの包括的な連携を進めている。

② 国際ボランティアネットワーク（FORUM：International Forum for Volunteering in Development）

FORUMは27の加盟団体を擁するボランティア派遣団体の国際ネットワークであり（2018年9月末現在）、

●17 2018年9月末現在までの派遣累計は55社99人（うち17社26人が派遣中）

青年海外協力隊事務局は2003年に加盟し、国際ボランティアを取り巻く情報の収集や他ボランティア派遣団体との連携の模索を行ってきた。FORUMの活動の一つである国際ボランティア会議（IVCO）にも1997年以降毎年参加し、他団体とのネットワーク構築や、JICAボランティアの取り組みの発信を行い、2005年は青年海外協力隊派遣40周年を、2015年には50周年を記念して同会議を東京で共催し、ホスト役を務めた。

(6) 帰国後の進路開拓支援

青年海外協力隊事業は発足当初から青年育成の側面を有し、参加経験の社会還元を目的の一つに掲げ、帰国後の進路支援や、日本社会への還元を促進する人材育成にも積極的に取り組んできた。帰国隊員の進路は長年の課題でもあったが、地方自治体や教員採用を対象にした帰国隊員向け採用優遇制度の拡大（教員：38自治体、公務員：68自治体、2017年3月末時点）、大学・大学院入学優遇措置の実施（17の大学・大学院、2017年3月末時点）などのさまざまな取り組みが結実し、大幅に改善された。2017年度の帰国隊員を対象にした調査では、回答者の約9割が帰国後1年以内に就職や進学が決まっている。

❖日本社会への還元

(1) 東日本大震災の復興に貢献する協力隊経験者

二本松訓練所で訓練を受け、派遣された協力隊員の中には、活動後に福島県に戻り復興に携わる人も多い。2009年からチュニジアで作業療法士として活動した元協力隊員の一人は、「アラブの春」による一時帰国中に、避難所となった二本松訓練所で震災ボランティアとして活動し、その後、復興庁の職員として南相馬市に赴任した。2017年度末までの累計で復興庁に復興支援専門員として128人の帰国隊員が就職した。

(2) 地域おこし協力隊

総務省所管の地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に住居と生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである。青年海外協力隊としてキルギスに派遣された東京出身の女性隊員は、その経験から地方で就職することを希望



マダガスカルで助産師として母子保健を支援する青年海外協力隊

し、帰国後は広島県神石高原町の地域おこし協力隊として活躍している。

❖より高次の事業へ

JICAのボランティア事業は、発足以来一貫した「ボランティア理念」を基本に据えつつ、国内外の変化にあわせて制度等を見直しながら発展を遂げてきた。今後、急速に変化する日本社会や開発途上国の要請に的確に対応し、「国民参加型事業」として新たな価値と機会を提供していくために、事業の各段階において以下のような取り組みを推進する。

- ①事業成果の国内外への積極的発信（帰国後の活躍と貢献）
- ②中長期的な派遣戦略の策定（全派遣国、国・地域別、課題別）
- ③事業サイクルを通じた評価体系の構築
- ④有意な人材の安定的確保（連携型派遣の促進等）
- ⑤派遣前訓練等の質の向上（訓練所機能の拡充）
- ⑥協力活動の促進・展開のための効果的・効率的な支援
- ⑦他プログラムやスキームとの連携による効果拡大

特に、本事業が有する人材育成機能については近年高い評価と期待が寄せられており、「国際社会で通用するグローバル人材の育成におけるきわめて有効な機会」でもある青年海外協力隊の価値の一層の拡大と活用に取り組む。

また、これらの取り組みを通じて、青年海外協力隊ならではの価値を社会へ提供・発信することにより、青年海外協力隊のブランド力の向上につなげ、より高次の事業目的の達成を目指す。

2 市民参加

◆市民との協働による双方向事業

JICAは、地域との結節点である国内拠点を中核として、市民参加に取り組んできた。市民参加とは、開発途上国と日本をつなぐ架け橋として、日本の市民による国際協力活動をJICAが促進・支援し、また協働して事業を行うことである。2003年には、独立行政法人化を機に、「市民参加」を新たな主要業務の一つと位置づけ、日本の市民の発意に基づく国際協力活動の推進に取り組むこととなった。

JICAの市民参加は、1990年代半ばごろから日本の市民社会が徐々に拡大するなか、国際協力を志すNGO/CSO^{●18}、地方自治体、大学・教育機関、民間企業などのさまざまなアクターとの対話を通じて、市民との協働でつくりあげてきた事業である。また、途上国の開発への貢献に加えて、途上国での開発を通じて得られた経験・知見を日本国内に還元することで、国際協力への支持拡大、国際協力の担い手・グローバル人材育成や地域活性化にも資する、途上国と日本の間を循環する双方向の事業という点も特徴の一つである。

具体的には、エッセイコンテストや教師海外研修等の開発教育支援事業（JICA設立当初より実施）、各県の窓口としての国際協力推進員の配置（1996年度開始）や、国際協力出前講座（1997年度開始）、NGO/CSOとの対話と連携促進を目的としたNGO-JICA協議会（1998年度開始）、NGO-JICA相互研修（1998年度開始）など、多様なアクターとの連携強化のためのさまざまな事業に取り組んできた。また、2002年度に草の根技術協力事業が開始されて以降、着実に事業の規模と質が拡大した。その後、2006年に開設したJICA地球ひろばをはじめとする国内拠点の窓口機能の強化により、市民との接点はさらに拡大した。

また、2008年には課題別指針「市民参加」を作成し、JICA事業による協力の方向性を示した（2017年

改訂）。2008年以降も、新成長戦略・日本再興戦略・地方創生戦略などの戦略や開発協力大綱が策定され、多様化する途上国ニーズにきめ細かく対応するとともに、日本の地域活性化に貢献するため、市民社会との連携がますます重視されるようになった。そのようななか、JICAは国内拠点を中心に地域のさまざまなアクターとの連携を深化させ、また各アクターの要望を踏まえながら、ODA事業へ市民が参加できるメニューを充実させてきた。

◆NGO/CSOとの連携

日本国内では、1995年に発生した阪神・淡路大震災を契機にNGO/CSOの活躍への期待や評価が高まり、特に保健・医療や福祉、教育、農漁村地域の振興やまちづくりといった分野での市民活動も活発化してきた。近年では、開発途上国と日本社会が共通して抱える少子高齢化や過疎化といった分野で、これまで主に国内で活動を展開してきたNGO/CSOが途上国での活動を開始する事例もみられる。

これまでJICAは、①対話、②連携、③支援という主に3つの柱を軸に、国際協力の分野で活躍するNGO/CSOとの協力を強化してきた。

NGO/CSOとの対話促進では、2008年10月にNGO-JICA協議会を設置し、定期的に意見交換を行い（旧JICAとNGO、旧JBICとNGOとの定期会合は、それぞれ1998年度、2001年度より実施）、2013年度からは年間テーマを設けるなど、さらなる連携の強化に向けて議論を重ねてきた。その成果の一つに、「草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会」（2012年11月～2015年1月）がある。分科会の報告書としてJICAとNGO/CSOの効果的な協働に向けた提言が取りまとめられ、その結果、草の根技術協力事業へ参画するアクターの裾野拡大や案件の質の向上といった制度改善につながった。

また、NGO/CSOとの連携については、草の根技術協力事業を通じて、各団体の独自性や自発性、現地での強み、アプローチの多様性を開発に生かした事業を実施している。草の根技術協力事業は、「開発福祉支援事業」「開発パートナー事業」や「小規模開発パートナー事業」のNGO/CSOとの連携事業、「国民参加型専門家」や「地域提案型研修」の地方

●18 Civil Society Organization

column »

草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会

草の根技術協力事業の開始から10年が経過した2012年、事業の成果と課題を明らかにするとともに、JICAとNGOの連携を強化し、効果的な協働に向けた展開について検討することを目的として、NGO-JICA協議会のもとに「草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会」が設置された。

分科会は、「開発途上国へのインパクト：開発への貢献（NGOとJICAの連携による相乗効果）」「日本国

内へのインパクト：国際協力への支持の拡大（市民参加の拡大・担い手の拡充）」「連携によるNGO・JICA双方の学び、効果、影響」の3点を柱として、アンケートやインタビューによる調査を実施しながら、2年余の間に15回の会合を開催し、その後1年を超える時間をかけて2016年3月に報告書を取りまとめた。この分科会のプロセスを通してNGOとJICAでは双方の強みと課題について共通認識が醸成され、学びあいの必要性と連携により相乗効果が発揮できることを実感するに至った。NGOとJICAの信頼関係がさらに深まった意義はきわめて大きい。

この分科会の提言を踏まえ、NGOとJICAは同事業のさらなる案件の質の向上および裾野拡大に共同で取り組んでいる。

自治体との連携事業の見直しと整理統合により、2002年度に創設された。同事業の特徴は、日本のNGO/CSO等が培ってきた経験や技術を生かして、JICAと共同で途上国への協力活動を実施する提案型事業であり、現地住民の生活改善・生計向上に役立つ、きめ細やかな協力という点である。

NGO/CSOは草の根レベルのニーズに対する働きかけや地域住民へ直接手が届く支援を強みとしており、同事業を通じて政府間協力だけでは対応が難しい途上国の多様な課題を解決してきた。さらに2015年度からは、途上国の経験を日本国内に還元する活動を事業内容に盛り込むことを奨励し、日本の地域活性化にも貢献している。

NGO/CSOへの支援としては、より効果的な国際協力活動に必要な組織運営や事業実施のための能力強化を目的に研修等のプログラムを実施し、加えて、途上国の現場で活動する日本のNGO/CSOのための窓口として、世界20ヵ国（2018年9月末現在）にNGO-JICAジャパンデスクを設けている。同デスクでは草の根技術協力事業の案件発掘やモニタリング、事業実施に必要な現地情報の提供・相談受付、研修の実施、NGO間の交流促進に対応し、NGO/CSOの活動を側面支援してきた。さらに、2007年度に開始した世界の人々のためのJICA基金では、市民からの寄附金を国際協力に取り組む中小規模のNGO等の活動資金として活用、2014年には全国のネットワーク型

NGOと共同で寄附キャンペーンを実施し、NGOの資金拡充を支援した。

◆地方自治体・大学との連携

1990年代から経済・社会のグローバル化の進展とともに、地方自治体による国際貢献・国際協力、経済交流が活発になり、2000年代にかけては日系人や研修・技能実習生を含む在留外国人の増加に伴い、多文化共生が重要なテーマとなった。さらに2010年前後になると少子高齢化などを背景に地方での官民一体となった海外展開の動きが増大した。一方、大学でも国際化や国際競争力の向上が重要な課題となっており、高度な知識や技能を持ったグローバル人材、外国人留学生の戦略的受け入れに対するニーズが高まっている。

JICAは、国際協力のパートナーとして、地方自治体や大学との関係強化、協力拡充を進めてきた。連携を通じて、地方自治体や大学による国際協力活動や海外展開が促進され、地方自治体が有する行政ノウハウや技術・リソース、また大学が有する専門的知見や社会への発信機能がJICA事業に数多く生かされるとともに、日本の地域社会へその経験・知見が還元され、地域の活性化にも貢献している。

例えば北九州市は、JICAとの連携により、上下水道・環境・防災の分野で多くの研修コースや草の根技術協力案件を実施し、開発途上国の課題解決への

貢献に加えて、これらの活動が水分野の地元企業の海外展開や、地元高校生を対象としたグローバル人材育成事業につながるなど、地域の国際化にも貢献した。また島根県海士町では、地域づくりや地方創生のノウハウといった地方自治体独自の知見を途上国に伝える一方で、JICA研修員の受け入れを通じて町の活性化を図り、地域課題の解決に取り組んでいる。

◆開発教育支援事業

JICAは、1974年の設立時から、世界の現状と課題や国際協力への理解を深めてもらうため、開発教育支援事業を実施してきたが、2003年の独立行政法人化のときに国際協力機構法に明文化された。OECD/JBICでも、児童・生徒向けの講演会や授業等の形で実施してきた。開発教育は、1998年の学習指導要領の改訂で「総合的な学習の時間」が導入され、国際理解が例示されたこと、また2005年以降、持続可能な開発のための教育やグローバル人材の育成の必要性が謳われたこともあり、学校等で実践される機会が増加している。2003年のODA大綱改定では開発教育が明記され、2015年の開発協力大綱においても開発教育の推進が謳われている。

これを受けて、従来からJICAが行ってきた開発教育支援事業の取り組みも強化された。JICAでは文部

科学省、教育機関、NGO等の多様な主体と連携し、学校教育などの場を通じて、児童・生徒向け、教員向けに幅広いプログラムを提供している。JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト（1962年開始）は2008年以降、応募数が7万件を超え、JICA職員や青年海外協力隊経験者らを講師として学校等に紹介する国際協力出前講座（1997年開始）は、2017年実績で年間約2300件を実施するまでに至っている。また、1967年に高校の教員を対象として開始された教師海外研修は、1996年に中学校、2002年に小学校、そして2014年には教育行政官へと対象者を広げてきた。さらに、教員を中心とした開発教育の担い手の育成のため、2001年度から日本各地で開発教育指導



JICA地球ひろばの体験ゾーンを見学する生徒たち

column »

JICA地球ひろば

JICA地球ひろばは、緒方理事長の強いイニシアティブのもと、国内事業改革の一環として、広尾青年海外協力隊訓練所の施設を引き継いで2006年4月に設立された。地球ひろばでは、世界が直面する課題や開発途上国と日本とのつながりなどについて「見て、聞いて、触って」理解を深める体験型展示に加えて、NPO・学生・民間企業等向けに施設の貸し出しなどを行い、国際協力活動について発信し交流を深める場となっている。

その後、いわゆる事業仕分けにより2012年10月に市ヶ谷（新宿区）に移転することとなったが、体験型

展示に限っても設立以来38万人以上（～2017年度）の来館者を受け入れ、10年以上にわたって開発教育や市民向けの国際理解の推進に大きく貢献している。

JICA地球ひろばは、人間の安全保障をテーマとする基本展と、話題性のあるテーマを取り上げる企画展を交互に開催。企画展は、これまで25のテーマで実施した。2011年3月の東日本大震災の影響は地球ひろばの来館者減にも及んだが、日本が世界163もの国・地域からさまざまな支援を受けたことを受け、急遽5月に企画展「世界はつながっている—今こそ考えよう、世界と日本の関係」を行った。この企画展では世界中からの震災への支援も展示し、世界と日本のつながりを考える機会を提供することで、世界やJICAと日本国内のつながりに対する人々の関心を高める端緒となった。

者研修を実施している。また、グローバルな視点を持った教育の必要性が謳われるなか、2011年から2016年までグローバル教育コンクールを実施した。

国内拠点においては、市民の国際協力の理解・参加促進・交流を行う拠点として、2006年4月に東京の広尾に「JICA地球ひろば」が設立された（2012年に市ヶ谷へ移転）。2009年には「なごや地球ひろば」（JICA中部内に設置）、2017年には「ほっかいどう地球ひろば」（札幌市のJICA北海道内に設置）も開設した。いずれも、体験型展示の見学に加え、開発途上国での活動体験談や参加型学習を組み合わせたプログラムを実施しており、市ヶ谷のJICA地球ひろばの展示スペースには毎年3万人を超える来場者が見学に訪れている。また、他のJICAの各国内拠点でも同様なプログラムを実施している。

教育行政との連携では、文部科学省国立教育政策研究所と共同で「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」（2011～2014年）を実施し、同調査により、開発教育の重要性とJICAの果たす役割が認知された。その後、2015年に次期学習指導要領

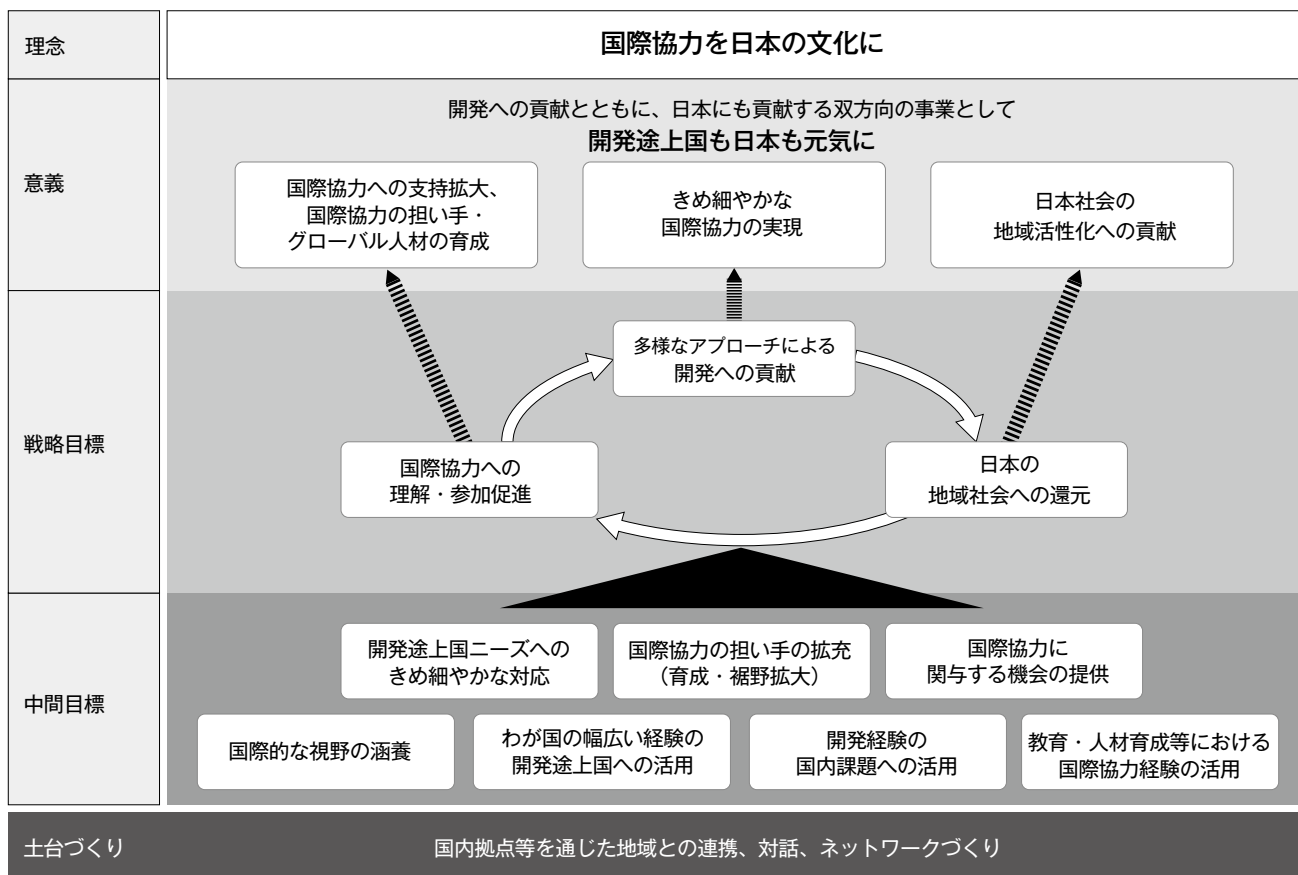
の策定に向けた文部科学省中央教育審議会の高校社会・地理歴史・公民ワーキンググループの専門委員としてJICA地球ひろば所長が選任され、国際協力の観点から議論に貢献した。

2020年以降に始まる新学習指導要領では、「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられており、海外に関する知見・情報、人材を有するJICAによる開発教育支援事業の果たす役割はますます大きくなっている。

◆国際協力を日本の文化に

SDGsの目標17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」においては、民間企業、NGO/CSO、地方自治体、研究機関等のマルチステークホルダー・パートナーとの連携を通じた取り組みの重要性が掲げられている。これにより、政府レベルでは手が届きにくい分野への協力や先駆的な取り組みが可能になり、SDGsの基本的理念「誰一人取り残さない」の達成に向けた相乗効果が期待できる。

図 2-3 市民参加型国際協力の概念図



このため、JICAは市民参加の戦略目標として「多様なアプローチによる開発への貢献」「日本の地域社会への還元」「国際協力への理解・参加促進」の3つを、またその土台づくりとして地域連携の推進を掲げ、地域との結節点であるJICAの国内拠点を中心となり、「国際協力を日本の文化に」という市民参加の理念実現を目指している（図2-3）。

具体的には、開発途上国に有用な知見や経験、技術などを有する地域の多様なアクターとより一層連携し、国際協力を展開し、また多様なアクターとともに途上国での取り組みを積極的に発信することで、日本国内で国際協力に関心を持つ市民がさらに増加し、国際協力活動を行う土壌が醸成されていくことが期待される。

さらに、途上国での国際協力活動の経験・知見を日本の地域社会活性化に活用することで、上記3つの戦略目標を有機的に結びつけ、相乗効果を生みながら国際協力を展開し、国内外の共通課題の解決に貢献していくこと、加えて、市民参加と、技術協力プロジェクトや研修員受入事業など他の事業との相乗効果を生み出し、より効果的な事業を展開することも期待される。

3 民間連携・中小企業海外展開支援

◆支援制度の変遷

日本の民間企業が持つ製品・技術を、多様化する開発途上国の課題解決に生かすため、JICAは民間企業と積極的に連携し、効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進している。

雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果をもたらす途上国での民間企業のビジネスが重要になるなかで、本邦企業の持つ優れた技術やノウハウ、アイデアは途上国においても期待されている。JICAは、本邦企業の活動を拡大する触媒としての役割がODAに期待されているとの認識のもと、ODAを活用した中小企業の海外展開支援事業を含むさまざまな支援メニューを提供してきた。

(1) 民間連携

2008年10月の統合に際し、組織が一体として民間

連携に取り組むために民間連携室を新設し、2010年1月に「JICAの民間連携に関する基本方針」を制定した。同方針では、「民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODAがWin-Win-Winの関係になることを目指す」として、民間企業等との各種連携のあり方を検討した。具体的には、2010年3月より、開発途上国におけるPPP形態でのインフラ事業の促進を図るため、民間企業の発案による事業形成調査を支援する「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を実施している。

また、2010年8月に、貧困層（BOP）を巻き込むビジネスであるBOPビジネスの情報収集やJICAとの連携を含む事業計画立案を支援するための「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を開始した。その後、2016年までに114件の案件を採択してきたが、上述のとおりSDGsが2015年9月に採択されたことを契機に、BOP層にとどまらない、より包括的な課



自転車搭載型浄水器を活用した調査（SDGsビジネス調査）を通じ、日本企業の技術を使って浄化した水「Cycloaqua」をバングラデシュ・ダッカのスラムで配布

題であるSDGs達成に向けた民間連携を加速させるため、2017年2月、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」へ制度を変更した。

また、日本政府が掲げる日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略などの政策において、先進的で高い競争力を持つ「日本方式」の普及が重要課題として位置づけられたことを踏まえ、途上国の課題解決と「日本方式」の普及の両立を後押しする取り組みとして、2013年8月より「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を開始した（第1部p.142～143参照）。

(2) 中小企業海外展開支援

2012年2月には、中小企業が有する優れた製品・サービスや技術を活用した事業を開発途上地域に展開することを支援するために「中小企業連携促進調査（F/S支援）」（現在の基礎調査）を開始した。

2012年3月の「中小企業海外展開支援大綱」の改訂により、JICAもオールジャパンでの中小企業の海外展開支援体制にメンバーとして加わることとなったため、JICA内に政府開発援助中小企業等海外展開支援事業本部を設置し、「政府開発援助（ODA）による中小企業海外展開支援」を2012年度より開始した。具体的には、中小企業が海外展開のために必要な情報収集、開発途上国政府等とのネットワーク形成や、途上国政府等への働きかけによる現地の市場創造、制度づくり等の促進を支援することを目的として、外務省からの委託に基づき、新たに3つの調査事業（「ニーズ調査」「案件化調査」「途上国政府への普及事業」）を実施している。

2014年度には「案件化調査」が外務省からJICAに移管されるとともに、「基礎調査」と「普及・実証事業」を加え、中小企業の海外展開検討に必要な基礎的な情報収集から、途上国に自社の技術・製品を普及するための実証事業までのニーズに対応した支援メニューをJICA運営費交付金事業として実施する体制とした。また中小企業向け支援の充実とともに、中堅企業の海外展開への支援の取り組み強化が求められていることを背景に、2017年度には中堅企業枠を新設した。

◆民間連携事業・中小企業海外展開支援事業の事例 (1) ガーナ「離乳期栄養強化食品事業化準備調査」（BOPビジネス連携促進）

2011年から2014年にかけて、味の素は本調査を通じて、乳幼児の栄養不足や死亡率の高さが深刻な問題となっているガーナで、伝統的な離乳食kokoに加えると不足している栄養素を補うことができる「KOKO Plus」を、ガーナ大学等との協働により開発した。また販売に向けて、同社が市場概況を調査・分析し、BOP層が購入可能となる価格帯と購買単位を設定した。その後、KOKO Plusは2万人以上の乳幼児の栄養改善に貢献し、事業を引き継いだ味の素ファンデーションがさらなる事業拡大に取り組んでいる。同社の取り組みは、乳幼児の栄養改善だけでなく、現地人材の雇用やエンパワメントへの貢献にもつながったほか、同社と米国国際開発庁（USAID）、JICAの三者で連携した先例となった。同社のこうした取り組みや姿勢は、SDGs達成に向けた取り組みの好事例であるだけでなく、企業活動の先行事例となるものと評価され、2017年に企業提案型事業として初めてJICA理事長表彰を受賞した。

(2) ベトナム「危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴うSF（鋼製強化プラスチック製）二重殻タンクの普及・実証事業」（中小企業海外展開支援事業）

2012年から2014年にかけて、玉田工業（石川県）は、本事業を通じて、ガソリンスタンドをはじめとする地下タンク用途となる、漏洩防止機能に優れたSF二重殻タンク製品の実証、SF二重殻タンクの普及の前提となる法制度整備の推進、関連の啓発活動を実施した。あわせて、JETRO「中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業」を活用し、現地工場設立に向けた必要な準備を進め、JBIC、三菱東京UFJ銀行、北國銀行の協調融資（融資額約9億5400万円）を受け、ベトナムに現地法人タマダベトナムを設立し、2015年にハイフォン市ディンブー工業団地内に工場を開設した。本事業は、関係機関の支援を有機的に活用し、企業が海外展開を実現させた好事例となった。

◆実績と位置づけの変化

JICAは2018年9月末までに1006件の民間連携事業・中小企業海外展開支援事業を実施し、こうした実績や報告書に加え、事業から得られた教訓や優良

事例を外部公開している。2015年度には「途上国の課題やニーズ」と「国内リソースの持つ技術・ノウハウ」を結びつけ、効果的なODA事業を発掘・形成・実施するため、「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」をホームページ上で公開した。また、調査や事業の実施後に実際のビジネスやODA事業につながった案件の実績も多数に上り、中小企業海外展開支援事業を受託した約8割の企業が事業後も引き続き海外事業展開を継続している。

2015年2月に政府開発援助大綱の改定版として閣議決定された「開発協力大綱」では、中小企業を含む民間の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることから、ODAは民間部門の技術・ノウハウを途上国の課題解決に役立てつつ、企業活動を拡大するための触媒としての機能を果たすことが期待されているが、この点はJICAの民間連携事業・中小企業海外展開支援事業がまさに目的としていることであり、ODA事業全体の指針である開発協力大綱に明確に位置づけられている点は、前身のODA大綱からの大きな変化であった。

◆一層の連携強化に向けて

グローバルな企業活動が拡大していくなかで、海外の他の開発援助機関においても民間企業の資金や

リソースの活用に向けた取り組みを強化している。本邦企業の間でもSDGsや、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資について関心が高まっており、日本経済団体連合会や持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する企業間プラットフォームであるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)をはじめとする各団体も、SDGs達成に向けた取り組みを推進している。同時に、地方創生の取り組みも国内での課題となっており、民間連携事業・中小企業海外展開支援事業は、一層の具体的な成果を期待されている。

2017年度には外部有識者懇談会等を開催し、同提言に基づいて民間連携事業の制度改善・支援事業のさらなる充実を図った。引き続き、地方の中小企業の途上国展開支援という観点からも、民間企業にとって一層わかりやすく、使いやすい制度となるよう、支援メニューや実施体制を整理するとともに、課題発信型の公募といった、より積極的な案件形成を検討している。また、経済団体、金融機関、地方自治体、商工会議所、JETRO、中小企業基盤整備機構等の企業支援機関とより緊密に連携しながら、民間企業とのパートナーシップの強化を通じた共創に取り組んでいる。